

新旧対照表

指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について  
(昭和63年2月12日付け社庶第29号厚生省社会局長・児童家庭局長連名通知)

新	旧
<p>別添1 指定施設における業務の範囲等</p> <p>1 福祉に関する相談援助業務の範囲 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和62年厚生省令第49号)以下「施行規則」という。)第2条第1号から第13号までに定める施設において、福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種は、次のとおりとする。 (1)～(4) (略)</p> <p>(5) 施行規則第2条第2号に規定する障害児入所施設及び障害児通所支援事業を行う施設(児童発達支援センターに限る。)にあっては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第49条第1項(同条第9項において準用される場合を含む。)、第4項、第12項及び第14項、第58条第1項、第3項及び第6項、第63条第1項、第4項及び第7項並びに第69条に規定する児童指導員、保育士、児童発達支援管理責任者及び心理指導担当職員</p> <p>(6)～(8) (略)</p> <p>(9) 施行規則第2条第2号に規定する障害児通所支援事業を行う施設(児童発達支援センターを除く。)にあっては、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号)第5条第1項、第3項第3号及び第5号、第56条第1項第2号、第3号及び第6号、第66条第1項並びに第73条第1項第2号に規定する指導員、保育士及び児童発達支援管理責任者</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) 施行規則第2条第3号に規定する病院及び診療所にあっては、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第33条の4に規定する退院後生活環境相談員又は次のアからエまでの相談援助業務を行っている専任の職員 ア 患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助 イ 患者が抱える心理的・社会的問題の解決、調整に係る相談援助 ウ 患者の社会復帰に係る相談援助</p>	<p>別添1 指定施設における業務の範囲等</p> <p>1 福祉に関する相談援助業務の範囲 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和62年厚生省令第49号)以下「施行規則」という。)第2条第1号から第13号までに定める施設において、福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種は、次のとおりとする。 (1)～(4) (略)</p> <p>(5) 施行規則第2条第2号に規定する障害児入所施設及び障害児通所支援事業を行う施設(児童発達支援センターに限る。)にあっては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第49条第1項(同条第9項において準用される場合を含む。)、第3項、第6項、第11項、第13項及び第14項、第58条第1項、第2項及び第5項、第63条第1項、第2項、第6項、第7項及び第9項並びに第69条第1項に規定する児童指導員、保育士及び心理指導担当職員</p> <p>(6)～(8) (略)</p> <p>(9) 施行規則第2条第2号に規定する障害児通所支援事業を行う施設(児童発達支援センターを除く。)にあっては、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号)第5条第1項第1号、第3項第3号、第6条第1項第2号、第56条第1項第2号及び第3号並びに第66条第1項第1号に規定する指導員、保育士</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) 施行規則第2条第3号に規定する病院及び診療所にあっては、次のアからエまでの相談援助業務を行っている専任の職員 ア 患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助 イ 患者が抱える心理的・社会的問題の解決、調整に係る相談援助 ウ 患者の社会復帰に係る相談援助</p>

<p>イ 患者が抱える心理的・社会的問題の解決、調整に係る相談援助</p> <p>ウ 患者の社会復帰に係る相談援助</p> <p>エ 以上の相談援助業務を行うための地域における保健医療福祉の関係機関、関係職種等との連携等の活動</p> <p>(12)～(32) (略)</p> <p>2 施行規則第2条第14号に規定する施設及び当該施設において福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種の範囲</p> <p>施行規則第2条第1号から第13号までに掲げる施設に準ずる施設として厚生労働大臣が認める施設及び当該施設において、福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 指定特定施設入居者生活介護（介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービス（以下「指定居宅サービス」という。）に該当する同法第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護をいう。）、指定地域密着型特定施設入居者生活介護（同法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス（以下「指定地域密着型サービス」という。）に該当する同法第8条第20項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護又は同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス（以下「指定介護予防サービス」という。）に該当する同法第8条の2第11項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護を行う施設・生活相談員及び計画作成担当者</p> <p>(5)～(6) (略)</p> <p>(7) 都道府県社会福祉協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「セーフティネット支援対策等事業の実施について」（平成17年3月31日付け社援発第0331021号）別添13（安心生活基盤構築事業実施要領）3（2）（ウ）に規定する専門員</li> </ul> <p>(8)～(23) (略)</p> <p>(24) 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）第2条による改正前の障害者総合支援法に規定する共同生活介護を行う施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談援助業務を行っている専任の職員</li> </ul>	<p>エ 以上の相談援助業務を行うための地域における保健医療福祉の関係機関、関係職種等との連携等の活動</p> <p>(12)～(32) (略)</p> <p>2 施行規則第2条第14号に規定する施設及び当該施設において福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種の範囲</p> <p>施行規則第2条第1号から第13号までに掲げる施設に準ずる施設として厚生労働大臣が認める施設及び当該施設において、福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 指定特定施設入居者生活介護（介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービス（以下「指定居宅サービス」という。）に該当する同法第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護をいう。）、同法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス（以下「指定地域密着型サービス」という。）に該当する同法第8条第20項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護又は同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス（以下「指定介護予防サービス」という。）に該当する同法第8条の2第11項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護を行う施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活相談員及び計画作成担当者</li> </ul> <p>(5)～(6) (略)</p> <p>(7) 都道府県社会福祉協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「セーフティネット支援対策等事業の実施について」（平成17年3月31日付け社援発第0331021号）別添11（日常生活自立支援事業実施要領）5に規定する専門員</li> </ul> <p>(8)～(23) (略)</p>
--	---

(2.5) 障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業のうち短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活介護を行う施設  
・相談援助業務を行っている専任の職員

(2.6) ~ (2.8) (略)

(2.9) 「地域生活支援事業の実施について」の一部改正について(平成26年3月31日付け障発0331第1号)による改正前の「地域生活支援事業の実施について」(平成18年8月1日付け障発0801002号)別紙1(地域生活支援事業実施要綱)別記11(3)に基づく「身体障害者自立支援」を行っている施設  
・相談援助業務を行っている専任の職員

(3.0) 「地域生活支援事業の実施について」(平成18年8月1日付け障発0801002号)別紙1(地域生活支援事業実施要綱)別記11(4)に基づく「日中一時支援」、別添1に基づく「障害者相談支援事業」又は別添3に基づく「障害児等療育支援事業」を行っている施設  
・相談援助業務を行っている専任の職員

(3.1) ~ (3.3) (略)

(3.4) 「精神障害者地域生活支援広域調整等事業について」(平成26年3月31日付け障発0331第2号)別添2「地域移行・地域生活支援事業実施要綱」に基づく「アウトリーチ事業」を行っている施設  
・相談援助業務を行っている専任の職員(医師、保健師、看護師、作業療法士その他医療法(昭和23年法律第205号)に規定する病院として必要な職員を除く。)

(3.5) 指定通所介護(指定居宅サービス)に該当する介護保険法第8条第7項に規定する通所介護をいう。)、同法第42条第1項第2号に規定する基準該当居宅サービス(以下「基準該当居宅サービス」という。))に該当する通所介護、指定介護予防通所介護(指定介護予防サービス)に該当する同法第8条第2項第7項に規定する介護予防通所介護をいう。))若しくは同法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービス(以下「基準該当介護予防サービス」という。))に該当する介護予防居宅サービス(指定居宅サービス)に該当する介護(指定居宅サービス)に該当する同法第8条第9項に規定する短期入所生活介護(指定居宅サービス)に該当する短期入所生活介護、指定介護予防短期入所生活介護(指定介護予防サービス)に該当する同法第8条

(2.4) 障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業のうち短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活介護又は共同生活援助を行う施設  
・相談援助業務を行っている専任の職員

(2.5) ~ (2.7) (略)

(2.8) 「地域生活支援事業の実施について」(平成18年8月1日付け障発0801002号)別紙1(地域生活支援事業実施要綱)別記11(3)に基づく「身体障害者自立支援」、別記11(6)に基づく「日中一時支援」、別添1に基づく「障害者相談支援事業」又は別添3に基づく「障害児等療育支援事業」を行っている施設  
・相談援助業務を行っている専任の職員

(2.9) ~ (3.1) (略)

(3.2) 指定通所介護(指定居宅サービス)に該当する介護保険法第8条第7項に規定する通所介護をいう。)、同法第42条第1項第2号に規定する基準該当居宅サービス(以下「基準該当居宅サービス」という。))に該当する通所介護、指定介護予防サービスに該当する同法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護若しくは同法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービス(以下「基準該当介護予防サービス」という。))に該当する介護予防居宅サービス(指定居宅サービス)に該当する介護(指定居宅サービス)に該当する同法第8条第9項に規定する短期入所生活介護(指定居宅サービス)に該当する短期入所生活介護、指定介護予防短期入所生活介護(指定介護予防サービス)に該当する同法第8条の2第9項に規定する介護予防サービスに該当する同法第8条

の第2第9項に規定する介護予防短期入所生活介護をいう。)若しくは基準該当介護予防サービスセンター及び老人  
当介護予防サービスセンターに該当する介護予防短期入所生活介護を行う施設(老人  
デイサービスセンター及び老人短期入所施設を除く。)

・生活相談員

(3.6) 指定通所リハビリテーション(指定居宅サービスに該当する介護保険  
法第8条第8項に規定する通所リハビリテーションをいう。)若しくは指定  
介護予防通所リハビリテーション(指定介護予防サービスに該当する同法第  
8条の2第8項に規定する介護予防通所リハビリテーションをいう。)又は  
指定短期入所療養介護(指定居宅サービスに該当する同法第8条第1.0項に  
規定する短期入所療養介護をいう。)若しくは指定介護予防短期入所療養介  
護(指定介護予防サービスに該当する同法第8条の2第1.0項に規定する介  
護予防短期入所療養介護をいう。)を行う施設

・支援相談員

(3.7) ~ (3.8) (略)

(3.9) 指定認知症対応型通所介護(指定地域密着型サービスに該当する介護  
保険法第8条第1.7項に規定する認知症対応型通所介護をいう。)又は指定  
介護予防認知症対応型通所介護(同法第5.4条の2第1項に規定する指定地  
域密着型介護予防サービス(以下「指定地域密着型介護予防サービス」とい  
う。)に該当する同法第8条の2第1.5項に規定する介護予防認知症対応型  
通所介護をいう。)を行う施設(老人デイサービスセンターを除く。)

・生活相談員

(4.0) ~ (5.1) (略)

(5.2) 「平成21年度緊急雇用創出事業臨時特例交付金(住まい対策拡充等  
支援事業)の運営について」(平成22年1月28日付け社援発01.2.8第  
1号)別添1(自立相談支援モデル事業運営要領)に基づく自立相談支援機  
関

・主任相談支援員

・相談支援員

(5.3) ~ (6.0) (略)

3 2 (6.0) の厚生労働大臣の個別認定の取扱い要領

(1) 認定基準

ア 当該施設における業務として、各種の福祉に関する相談援助業務を行  
うことが、定款、実施要領等において明記されていること。

短期入所生活介護をいう。)若しくは基準該当介護予防サービスセンター及び老人  
介護予防短期入所生活介護を行う施設(老人デイサービスセンター及び老人  
短期入所施設を除く。)

・生活相談員

(3.3) 指定通所リハビリテーション(指定居宅サービスに該当する介護保険  
法第8条第8項に規定する通所リハビリテーションをいう。)若しくは指定  
介護予防サービスに該当する同法第8条の2第8項に規定する介護予防通  
所リハビリテーション又は指定短期入所療養介護(指定居宅サービスに該当  
する同法第8条第1.0項に規定する短期入所療養介護をいう。)若しくは指  
定介護予防サービスに該当する同法第8条の2第1.0項に規定する介護予  
防短期入所療養介護を行う施設

・支援相談員

(3.4) ~ (3.5) (略)

(3.6) 指定認知症対応型通所介護(指定地域密着型サービスに該当する介護  
保険法第8条第1.7項に規定する認知症対応型通所介護をいう。)又は指定  
介護予防認知症対応型通所介護(同法第5.4条の2第1項に規定する指定地  
域密着型介護予防サービス(以下「指定地域密着型介護予防サービス」とい  
う。)をいう。)に該当する同法第8条の2第1.5項に規定する介護予防認  
知症対応型通所介護を行う施設(老人デイサービスセンターを除く。)

・生活相談員

(3.7) ~ (4.8) (略)

(4.9) ~ (5.6) (略)

3 2 (5.6) の厚生労働大臣の個別認定の取扱い要領

(1) 認定基準

ア 当該施設における業務として、各種の福祉に関する相談援助業務を行  
うことが、定款、実施要領等において明記されていること。

<p>(福祉に関する相談援助とは認められないもの例) 医療相談、専ら職業紹介に関する相談を行うもの等 上記1及び2の(1)～(5.9)までに定める職種と同等以上の福祉に関する相談援助業務を行っている専任の相談員が配置されていること。</p> <p>イ 「専任の相談員」に該当する者は、当該施設の常勤者又は次の要件を満たす者であること。 (ア) 当該施設設置者と雇用関係を有していること。 (イ) 労働時間が当該施設の常勤者のおおむね4分の3以上であること。</p> <p>ウ 「専任の相談員」に該当する者は、当該施設の常勤者又は次の要件を満たす者であること。 (ア) 当該施設設置者と雇用関係を有していること。 (イ) 労働時間が当該施設の常勤者のおおむね4分の3以上であること。</p> <p>エ ウに定める「専任」の判断基準は、上記1及び2の(1)～(5.9)までに定める職種のうち、この通知により「専任」であることが求められているものに準用する。</p> <p>(2) 認定の手続 ア 社会福祉士養成施設等への入学又は入所に際して2(6.0)に係るものについては、社会福祉士養成施設等において取りまとめ、入学又は入所の決定前に別記様式により厚生労働大臣あて協議すること。 イ 社会福祉士及び介護福祉士法第7条第4号又は第7号に係る社会福祉士受験者については、同法第10条第1項に規定する指定試験機関が取りまとめ、受験票を受験生あて送付する前に別記様式により厚生労働大臣あて協議すること。</p>	<p>(福祉に関する相談援助とは認められないもの例) 医療相談、専ら職業紹介に関する相談を行うもの等 上記1及び2の(1)～(5.5)までに定める職種と同等以上の福祉に関する相談援助業務を行っている専任の相談員が配置されていること。</p> <p>イ 「専任の相談員」に該当する者は、当該施設の常勤者又は次の要件を満たす者であること。 (ア) 当該施設設置者と雇用関係を有していること。 (イ) 労働時間が当該施設の常勤者のおおむね4分の3以上であること。</p> <p>ウ 「専任の相談員」に該当する者は、当該施設の常勤者又は次の要件を満たす者であること。 (ア) 当該施設設置者と雇用関係を有していること。 (イ) 労働時間が当該施設の常勤者のおおむね4分の3以上であること。</p> <p>エ ウに定める「専任」の判断基準は、上記1及び2の(1)～(5.5)までに定める職種のうち、この通知により「専任」であることが求められているものに準用する。</p> <p>(2) 認定の手続 ア 社会福祉士養成施設等への入学又は入所に際して2(5.6)に係るものについては、社会福祉士養成施設等において取りまとめ、入学又は入所の決定前に別記様式により厚生労働大臣あて協議すること。 イ 社会福祉士及び介護福祉士法第7条第4号又は第7号に係る社会福祉士受験者については、同法第10条第1項に規定する指定試験機関が取りまとめ、受験票を受験生あて送付する前に別記様式により厚生労働大臣あて協議すること。</p>
<p>別添2 介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等</p> <p>1 介護等の業務の範囲 介護等の業務に従事したと認められる者は、次のとおりとする。 (1)～(4) (略)</p> <p>(5) 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律(平成24年法律第51号)第2条による改正前の障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業のうち共生生活介護を行う事業者の従業員のうち、その主たる業務が介護等である者</p> <p>(6) 障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業のうち居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援(重度障害者等包括支援)において提供される場合</p>	<p>別添2 介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等</p> <p>1 介護等の業務の範囲 介護等の業務に従事したと認められる者は、次のとおりとする。 (1)～(4) (略)</p> <p>(5) 障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業のうち居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援(重度障害者等包括支援)において</p>

を含む。)若しくは共同生活援助又は療養介護を行う事業所の従業者のうち、その主たる業務が介護等である者

(7) ~ (2.9) (略)

(3.0) 「地域生活支援事業の実施について」の一部改正について(平成26年3月31日付け障発0331第1号)による改正前の「地域生活支援事業の実施について」「平成18年8月1日付け障発第0801002号」別紙1(地域生活支援事業実施要綱)別記11(3)に基づく「身体障害者自立支援」又は別記11(7)に基づく「生活サポート」を行っている施設の職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者

(3.1) 「地域生活支援事業の実施について」(平成18年8月1日付け障発第0801002号)別紙1(地域生活支援事業実施要綱)別記9に基づく「移動支援事業」又は別記11(4)に基づく「日中一時支援」を行っている施設の職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者及び別記11(2)に基づく「訪問入浴サービス」の介護職員

(3.2) ~ (3.6) (略)

2 業務従事期間の計算方法  
介護等の業務に従事した期間は、1の(1)から(3.6)までに掲げる者として現に就労した期間を通算して計算するものとし、1の(1)から(3.6)までに掲げる者であった期間が通算1095日以上であり、かつ、介護等の業務に現に就労した日数が540日以上である場合に、法第40条第2項第2号に該当するものとする。ただし、法附則第2条第1項に該当する者については、1の(1)から(3.6)までに掲げる者であった期間が通算273日以上であり、かつ、介護等の業務に現に就労した日数が135日以上とする。

3 業務従事期間の認定方法  
介護等の業務に従事していたことの認定は、1の(1)から(2.4)まで及び(2.6)から(3.6)までに掲げる者であった期間については、使用者又は施設、事業所等の長、1の(2.5)に掲げる者であった期間については、使用者又は有料職業紹介所の所長が発行する介護業務従事期間証明書(別記様式)に基づいて厚生労働大臣(試験事務を指定試験機関に行わせる場合)においては、指定試験機関の長)が行う。

提供される場合を含む。)若しくは共同生活援助又は療養介護を行う事業所の従業者のうち、その主たる業務が介護等である者

(6) ~ (2.8) (略)

(2.9) 「地域生活支援事業の実施について」(平成18年8月1日付け障発第0801002号)別紙1(地域生活支援事業実施要綱)別記9に基づく「移動支援事業」、別記11(3)に基づく「身体障害者自立支援」、別記11(6)に基づく「日中一時支援」又は別記11(7)に基づく「生活サポート」を行っている施設の職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者及び別記11(2)に基づく「訪問入浴サービス」の介護職員

(3.0) ~ (3.4) (略)

2 業務従事期間の計算方法  
介護等の業務に従事した期間は、1の(1)から(3.4)までに掲げる者として現に就労した期間を通算して計算するものとし、1の(1)から(3.4)までに掲げる者であった期間が通算1095日以上であり、かつ、介護等の業務に現に就労した日数が540日以上である場合に、法第40条第2項第2号に該当するものとする。ただし、法附則第2条第1項に該当する者については、1の(1)から(3.4)までに掲げる者であった期間が通算273日以上であり、かつ、介護等の業務に現に就労した日数が135日以上とする。

3 業務従事期間の認定方法  
介護等の業務に従事していたことの認定は、1の(1)から(2.3)まで及び(2.5)から(3.4)までに掲げる者であった期間については、使用者又は施設、事業所等の長、1の(2.4)に掲げる者であった期間については、使用者又は有料職業紹介所の所長が発行する介護業務従事期間証明書(別記様式)に基づいて厚生労働大臣(試験事務を指定試験機関に行わせる場合)においては、指定試験機関の長)が行う。